第一章　総則

第二条第一項中「第十一条」を「第三十一条」に改め、同条第二項ただし書中「第二十条」を「第四十条」に改める。

第二十一条中「第十条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十条第一項中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第十九条中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第十八条第一項第一号及び第二項第一号中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。

第十七条中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条第一項中「第六条」を「第七条第一項」に改め、同条を第三十六条とする。

第十五条を第三十五条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章　罰則

第十四条を削る。

第十三条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第三十二条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令（第三十一条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。）を定めようとする場合について準用する。

第十三条を第三十四条とする。

第十二条第三項中「第六条」を「第七条第一項」に改め、「命令」の下に「、課徴金納付命令」を加え、「第八条の二第一項」を「第二十八条第一項」に、「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十一条を第三十一条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（協議）

第三十二条　内閣総理大臣は、前条第一項及び第四項に規定する内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

第五章　雑則

第十条の見出しを削り、同条第一項中「第二十一条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　協定又は規約

第九条の見出しを削り、同条第一項中「第六条」を「第七条第一項」に改め、「命令」の下に「、課徴金納付命令」を加え、同条を第二十九条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　適格消費者団体の差止請求権等

第八条の二第一項中「第七条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節　報告の徴収及び立入検査等

第八条を第二十七条とし、第七条を第二十六条とする。

第六条の見出しを削り、同条中「第三条」を「第四条」に、「第四条第一項」を「第五条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

第六条を第七条とし、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第三節　課徴金

（課徴金納付命令）

第八条　事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一　商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二　商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2　前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。

3　内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条　前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条　第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。